

柏崎市産業文化会館
指定管理者募集要項

令和7（2025）年10月
新潟県柏崎市

目次

1	対象施設の概要	1
2	申請資格要件	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	2
4	管理に要する経費の負担	2
5	利用料金の設定及び収受	3
6	指定期間	3
7	スケジュール	3
8	募集の開始	4
9	質問事項の受付	4
10	現地説明会の開催	4
11	申請方法	4
12	選定審議	6
13	プレゼンテーション	6
14	選定基準	6
15	無効又は失格	7
16	選定結果の通知	7
17	市議会の議決	7
18	協定の締結	7
19	関係法令等	8
20	参考資料	8
21	問合せ先	8
別紙1 現在の管理運営状況		
別紙2 施設の図面		

利用者の多様化するニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため民間能力を活用し、サービスの向上を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県柏崎市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例45号）により、以下のとおり柏崎市産業文化会館（以下「施設」という。）の指定管理者を募集します。貸館としての施設提供ではなく、柔軟かつ創意工夫ある提案を期待しています。

1 対象施設の概要

名称	柏崎市産業文化会館
所在地	新潟県柏崎市駅前二丁目2番45号
構造・規模	構造：鉄筋コンクリート造地上3階 規模：敷地面積3864.49㎡、延床面積4889.18㎡ ※詳細については、別紙「柏崎市産業文化会館指定管理業務要求水準書」を参照のこと。
施設の設置目的・沿革等	昭和56年（1981年）6月に、産業の振興と市民生活の向上、教育及び文化の発展に寄与するために設置された。
根拠条例	新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第40号）（以下「個別の施設条例」という。） 新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年規則第20号）（以下「個別の施設条例施行規則」という。）

2 申請資格要件

- (1) 柏崎市内に事業所を有する、又は事業所を設置する予定の法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること（個人は、対象とならない。）。
- (2) 柏崎市議会の議員、市長、副市長、指定管理者の候補者の選定に関する市の職員、地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している団体等でないこと。
- (3) 本施設の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力がある団体等であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 代表者が法律行為を行う能力を有しない、又は破産者で復権を得ていない団体等
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定により、本市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されている団体等
 - ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体等
 - エ 柏崎市及び柏崎市以外における指定管理者の指定手續において、その公正な手續を妨げた団体等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体等
 - オ 国税若しくは地方税を滞納している団体等又は代表者が国税若しくは地方税を滞納している団体等
 - カ 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である団体等

- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体等
- ク 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する行為などをしたと認められる団体等
- ケ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる団体等
- コ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる団体等

(5) 共同事業体による申請

- ア 市民サービスの向上又は業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同事業体を結成して申請することができます。ただし、構成団体等の全てが申請資格要件を満たしている必要があります。
- イ 共同事業体で申請する場合は代表団体を定めてください。
- ウ 単独で申請した団体等は、共同事業体の構成員になることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることもできません。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は、次のとおりです。

- (1) 施設の利用の許可
 - (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 施設の設置目的の実現のための事業の企画及び実施に関する業務（利用促進に関する業務）
 - (4) 災害時における避難所としての施設に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関して市長が必要と認める業務
- ※ 具体的な業務内容及び業務の基準は、別紙「柏崎市産業文化会館指定管理業務要求水準書」とします。

4 管理に要する経費の負担

指定管理業務に必要な経費は、市が支払う指定管理料、利用料金等の収入によって賄うものとし、なお、指定管理料の額は、指定管理者が提案する事業計画書に基づき、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定めます。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

- ア 指定管理料
- イ 施設の利用料金
- ウ 事業収入
- エ 目的外使用に伴う収入等（自動販売機、公衆電話等）
- オ 原子力立地給付金

(2) 指定管理料の提案上限額

指定期間（5年間）における指定管理料の総額の提案上限額は、273,850,000円とし、これを超える提案については失格とします。

(3) 指定管理料の支払い方法

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、

年度ごとの指定管理料の額、支払い方法及び支払い時期は、市と指定管理者が協議し、毎年度協定で定めます。

(4) 指定管理料に関する留意事項

ア 指定管理料は、消費税及び地方消費税を含んだ額です。なお、税率は、10パーセントで算定しています。また、人件費については、令和12（2030）年度まで、毎年度1%のベースアップを見込んでいます。

イ 指定管理料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

ウ 指定管理業務を確実に履行した上で、指定管理者の努力により利用料金等の収入の増加や支出の縮減などにより余剰金が生み出された場合、原則として精算による返還を求めません。一方、不可抗力によらず、利用料金等の収入の減少や支出の増加があった場合において、指定管理料による補填を行いません。

エ 今後、消費税率等の変動に伴い事業収支に影響が及ぶ場合には、協議することとします。

※ 個別の経費を指定管理者又は市のどちらが負担するかなどについては、別紙「柏崎市産業文化会館指定管理業務要求水準書」を御覧ください。

※ 施設の運営体制、事業実績等（事業実施状況、利用状況、収支状況等）などについては、別紙1を御覧ください。

5 利用料金の設定及び收受

(1) 施設の利用料金は、個別の施設条例、個別の施設条例施行規則に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

(2) 施設の利用料金は、指定管理者の収入として收受するものとします。

6 指定期間

指定期間は、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの5年間の予定です。

※ 指定期間は、市議会での議決を経て決定します。

※ 管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

7 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和7（2025）年10月3日（金）	募集の開始（募集要項の公表）
10月16日（木）	現地説明会
10月17日（金）	質問事項受付開始
10月26日（日）	質問事項締切
10月31日（金）	申請書受付開始
11月19日（水）	申請書提出期限
12月上旬	柏崎市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で指定管理者の候補者の選定審議
12月中旬	選定結果の通知
令和8（2026）年2月	指定管理者の議決、指定管理者の指定

	基本協定の締結
2 月	利用料金・事業計画書の承認
3 月	年度協定の締結準備
4 月～	年度協定の締結、指定管理者による管理開始

8 募集の開始

市役所掲示板に公告するとともに、広報かしわざき及び市ホームページにより募集を開始します。募集要項等は、柏崎市教育委員会文化・生涯学習課及び市ホームページで配布します。

9 質問事項の受付

募集に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：令和7（2025）年10月17日（金）から令和7（2025）年10月26日（日）午後5時15分まで
- (2) 受付方法：指定管理者募集に関する質問書を記入の上、持参、郵送、ファクス又は電子メールで提出してください。
ファクス 0257-22-2637
電子メール s-plaza@city.kashiwazaki.lg.jp
- (3) 回答方法：随時、市ホームページ上で回答します。

10 現地説明会の開催

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、団体等の名称及び参加する方の氏名を前日の午後5時15分までに下記の連絡先に電話で連絡してください。

- (1) 開催日時：令和7（2025）年10月16日（木）午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所：柏崎市産業文化会館
- (3) 連絡先：柏崎市教育委員会文化・生涯学習課（TEL 0257-20-7500）
- (4) その他：現地説明会に参加していない団体等の申請は受け付けません。

11 申請方法

以下の申請書類を提出期間内に市に提出してください。

(1) 申請書類

ア～ウの書類をA4サイズ縦長、横書きで作成し、正本1部、副本11部（ウの書類は、副本のうち10部は省略可能）を提出してください。なお、共同事業体での申請の場合は、共同事業体の申請書類を提出してください。

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

ウ 団体等に関する書類

- (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれに類するもの
- (イ) 予算（当該年度）及び決算（前年度）に関する書類
- (ウ) 事業報告書等活動実績に関する書類（当該年度計画及び前年度実績）
- (エ) 類似施設の運営実績を記載した書類
- (オ) 団体等であることを証する書類（法人にあっては、登記簿謄本）
- (カ) 役員名簿

(キ) 納税証明

- a 市内の団体等の場合は、市の納税証明書（未納のないことの証明）と消費税及び地方消費税の納税証明書（未納のないことの証明）
- b 市外の団体等の場合は、県の納税証明書（未納のないことの証明）と消費税及び地方消費税納税証明書（未納のないことの証明）又は法人税と消費税及び地方消費税納税証明書（未納のないことの証明）

※ 証明書及び登記簿謄本は、3か月以内の原本に限る。

(ク) 募集要項2（2）及び（4）ア～コに該当しない旨の申立書

(2) 共同事業体の申請書類

A4サイズ縦長、横書きで作成し、正本1部、副本11部（カの書類は、副本のうち10部は省略可能）を提出してください。なお、エ、オの書類は、共同事業体を構成する各団体等の提出が必要です。

- ア 指定管理者指定申請書（共同事業体用）
- イ 共同事業体協定書兼委任状
- ウ 共同事業体申請理由及び業務分担表
- エ 事業計画書
- オ 団体等の概要書
- カ 団体等に関する書類（（1）ウ 団体等に関する書類の（ア）～（ク））

(3) 提出期間

令和7（2025）年10月31日（金）から令和7（2025）年11月19日（水）まで

※ 土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 申請書類の提出先

柏崎市教育委員会文化・生涯学習課（市民プラザ内）

〒945-0051 新潟県柏崎市東本町一丁目3番24号

TEL 0257-20-7500

(5) 申請書類の提出方法

- ア 直接持参を原則とします。持参できない場合は、郵送も可とします。この場合は、締切日必着とします。
- イ 申請書類は、各部ともファイルに綴じ、指定申請書に記載されている添付書類の順番に並べてインデックスを貼り提出してください。

(6) 申請に関する留意事項

- ア 現地説明会に参加していない団体等の書類は受け付けません。
- イ 提出後の申請書類の修正及び差替えは認めません。
- ウ 提出後の申請書類の著作権は、申請団体等に帰属します。ただし、市は、必要な場合は申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- エ 申請書類は返却しません。また、新潟県柏崎市情報公開条例（平成10年条例第5号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。
- オ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- カ 申請を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- キ 申請に要する費用は、全て申請団体等の負担とします。
- ク 市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、

この目的の範囲であっても、市の手承を得ることなく第三者に対して、これを使用させることはできません。

1.2 選定審議

- (1) 提出された申請書類は、担当課による審査を経て、柏崎市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告されます。

選定委員会では、申請団体等による申請書類及び事業計画書についてのプレゼンテーション、質疑応答を経て、選定委員による審査を行い、指定管理者候補者を選定します。

- (2) 選定委員会の集合時間、集合場所、実施方法などは後日申請団体等にお知らせします。

1.3 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、申請書類に基づき、その内容を補完するものとします。申請団体等は、選定審議において、以下のとおりプレゼンテーションを行います。

- (1) 説明資料

申請書類以外の資料の配布は認めません。ただし、時間内において、スクリーンに投影する資料の配布は可とします。

- (2) 時間割り振り

1 申請団体等につき、40分程度（説明15分、質問20分、準備・撤去5分）

- (3) 留意事項

ア 1 申請団体等につき、説明者を含めて3名以内とすること。

イ 外部とのネットワーク使用は不可とすること。

ウ 機器は、PC端末、プロジェクタ及びスクリーンを除き、申請団体等が準備すること。

1.4 選定基準

- (1) 次に掲げる基準を総合的に審査し、指定管理者の候補者として選定します。

ア 申請をした団体等が事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、サービスの向上を図るものであること。

ウ 事業計画書の内容が経費の削減を図るものであること。

エ 申請をした団体等がその他公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

- (2) 選定委員会は、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。審査基準及び配点のウエイトは、次のとおり。

審査基準		配点のウエイト
団体等の能力評価	・公の施設の管理運営を安定して行う能力を備えているか。 ・適正な職員・組織体制となっているか。 ・個人情報の取扱いが適切なものとなっているか。 ・緊急時に備えた体制、訓練等の提案がされているか	25

提案内容の評価	・施設の運営方針が明確となっているか。 ・収支計画及び集客対策は現実的なものとなっているか。 ・施設の効用を最大限発揮し、サービスの向上が図られているか。 ・利用者の平等な利用と安全が確保されているか。 ・地域への貢献、地域との協働が図られているか。	50
コスト評価	・効率的な管理運営による経費の縮減が図られているか。 ・指定管理料の提案金額は、他の申請団体と比較してどうか。 ・令和6（2024）年度実績に比べ、収入の増加が図られているか。	25
計		100

15 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書類の提出先、提出期限、提出方法などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められるもの。

16 選定結果の通知

選定委員会の報告を踏まえて、市長は、指定管理者候補者を決定します。指定管理者候補者を決定したときは、速やかにその結果を申請団体等に通知します。

17 市議会の議決

市議会の議決（2月定例会議を予定）を経て、指定管理者を決定します。

市議会での議決後、指定管理者候補者に指定通知を送付します。なお、否決となった場合、それまでに指定管理者候補者が負担した準備経費等の補填は行いません。

18 協定の締結

指定管理者は、指定期間の開始前に市長と公の施設の管理に関する協定を締結します。協定には次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 公の施設の管理に要する費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

19 関係法令等

指定管理者の申請に当たっては、募集要項に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）
- (3) 新潟県柏崎市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第45号）
- (4) 新潟県柏崎市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成15年規則第60号）
- (5) 新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第40号）
- (6) 新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年規則第20号）
- (7) 新潟県柏崎市情報公開条例（平成10年条例第5号）
- (8) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (9) その他関係法令

20 参考資料

- ・別紙1 現在の管理運営状況
- ・別紙2 施設の図面
 - 1 施設の全体図
 - 2 平面図

21 問合せ先

〒945-0051

新潟県柏崎市東本町一丁目3番24号

柏崎市教育委員会文化・生涯学習課文化振興係（担当：新保）

TEL 0257-20-7500

FAX 0257-22-2637

メールアドレス s-plaza@city.kashiwazaki.lg.jp

別紙1 現在の管理運営状況

1 利用状況

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	現指定期間の目標
文化ホール	12,633	17,731	19,962	18,994	26,100	26,100
大ホール	5,233	11,995	15,774	13,779	21,000	21,000
会議室	13,946	18,723	20,437	22,384	24,800	24,800
展示室	4,357	1,237	806	1,390	3,800	3,800
合計	36,169	49,686	56,979	56,547	75,700	75,700

※令和7年度の数値は当初見込（目標）値です。

2 収支の状況

※令和3～令和6年度は決算額、令和7年度は予算額です。

(1) 収入

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
指定管理料	52,455	52,455	52,455	52,455	52,455	
追加指定管理料	0	3,648	3,184	3,101	0	
利用料金	11,364	16,843	17,344	16,492	16,700	
振興事業収入	501	828	790	672	730	
その他	4,293	3,402	2,573	2,493	2,354	
合計	68,613	77,176	76,346	75,213	72,239	

(2) 支出

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
人件費	常勤職員給与等	19,988	20,953	23,434	23,129	19,515
	非常勤職員等賃金	6,779	5,595	4,810	4,991	6,461
	法定福利費	4,137	4,229	4,529	4,452	3,613
	退職共済掛金	1,369	1,587	2,010	1,644	1,243
	諸手当	0	0	0	0	0
	小計	32,273	32,364	34,783	34,216	30,832
一般管理費	福利厚生費	0	0	0	0	0
	職員研修研究費	14	17	13	19	120 (3)に内訳再掲
	光熱水費	9,128	14,873	13,661	12,531	12,605 (3)に内訳再掲
	消耗品費	861	630	612	590	989
	印刷製本費	38	45	43	122	132
	燃料費	0	5	0	0	20
	通信運搬費	294	297	281	256	306
	広告宣伝費	44	44	44	44	98
	業務委託費	0	0	0	0	0 (4)に内訳再掲

	手数料	318	1,038	822	798	432	
	保険料	18	20	20	20	25	
	賃借・リース料	923	1,248	1,392	1,340	3,287	(5)に内訳再掲
	租税公課	3,441	3,550	3,353	3,560	3,054	
	旅費	0	1	1	1	10	
	雑支出	313	349	333	328	255	
	小計	15,392	22,117	20,575	19,609	21,333	
維持管理費	設備保守・維持管理費	16,319	17,088	17,189	17,159	17,022	(6)に内訳再掲
	修繕費	1,166	1,036	1,694	1,249	2,000	
	備品購入費	309	215	340	83	220	
	小計	17,794	18,339	19,223	18,491	19,242	
事業費	報償費(謝金等)	912	1,146	1,595	1,510	1,062	
	営業活動費	197	302	314	182	220	
	その他事務費	261	387	334	358	318	
	小計	1,370	1,835	2,243	2,050	1,600	
	合計	66,829	74,655	76,824	74,366	73,007	

(3) 光熱水費内訳

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
電気料金	3,603	5,496	6,799	5,533	4,446	
ガス料金	4,067	7,599	5,091	5,912	5,248	
水道, 下水道	1,364	1,656	1,620	951	1,903	
合計	9,034	14,751	13,510	12,396	11,597	

(4) 業務委託費内訳

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	請負者市内・市外区分
清掃業務	7,371	8,026	8,026	8,026	8,026	市内業者
環境衛生・設備管理業務	4,050	4,050	4,050	4,050	4,051	市内業者
警備業務	449	449	449	449	449	市内業者
一般廃棄物処理業務	59	59	59	59	60	市内業者
除雪業務	176	152	138	151	330	市内業者
夜間管理業務	634	800	899	873	970	市内業者
合計	12,739	13,536	13,621	13,608	13,886	

(5) 賃借・リース料内訳

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
行政財産使用料	468	752	1,014	1,001	1,001	
デマンド計リース料	82	82	82	82	83	
マットリース料	57	57	60	61	62	
NHK放送受信料	32	33	33	18	26	
コピー機・ノートPCリース料	187	187	40	15	393	
その他、私有車借上料等	7	12	27	15	19	
合計	833	1,123	1,256	1,192	1,584	

(6) 設備保守・維持管理費

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	請負者市内・市外区分
自家用電気工作物保安業務	301	301	301	301	302	市内業者
舞台音響装置保守点検	825	825	825	825	825	市外業者
舞台吊物装置保守点検	792	792	792	792	792	市外業者
舞台照明装置保守点検	660	660	660	660	660	市外業者
エレベーター保守	462	462	462	462	462	市外業者
消防設備保守点検	218	218	218	218	218	市内業者
自動ドア保守	141	141	141	141	141	市外業者
ピアノ保守	154	154	154	154	154	市内業者
合計	3,553	3,553	3,553	3,553	3,554	

3 主な修繕実績

実施時期	内容	金額（千円）	備考
令和3年6月	雑排水管漏水修理	209	
令和3年12月	2階会議室サイネージPC修繕	319	
令和4年9月	受水槽電動弁取替修繕	160	
令和4年12月	屋外照明設備修繕	264	
令和5年5月	冷却塔給水管から漏水2か所修繕	129	
令和5年7月	冷温水発生機フロースイッチ2個交換	233	
令和5年10月	地下の水中（排水）ポンプの取替	242	
令和5年11月	地下水ポンプ用電源ケーブル絶縁不良修繕	220	
令和6年1月	屋外水栓漏水修繕	145	
令和6年2月	煙感知器7か所交換	217	
令和6年4月	事務室内モニター（PHILIPS社）42.5型修繕	127	
令和6年8月	地下電源ケーブル絶縁不良修繕	198	
令和7年1月	ランプ交換12+33個	187	
令和7年2月	舞台照明無停電電源装置（UPS）交換	437	

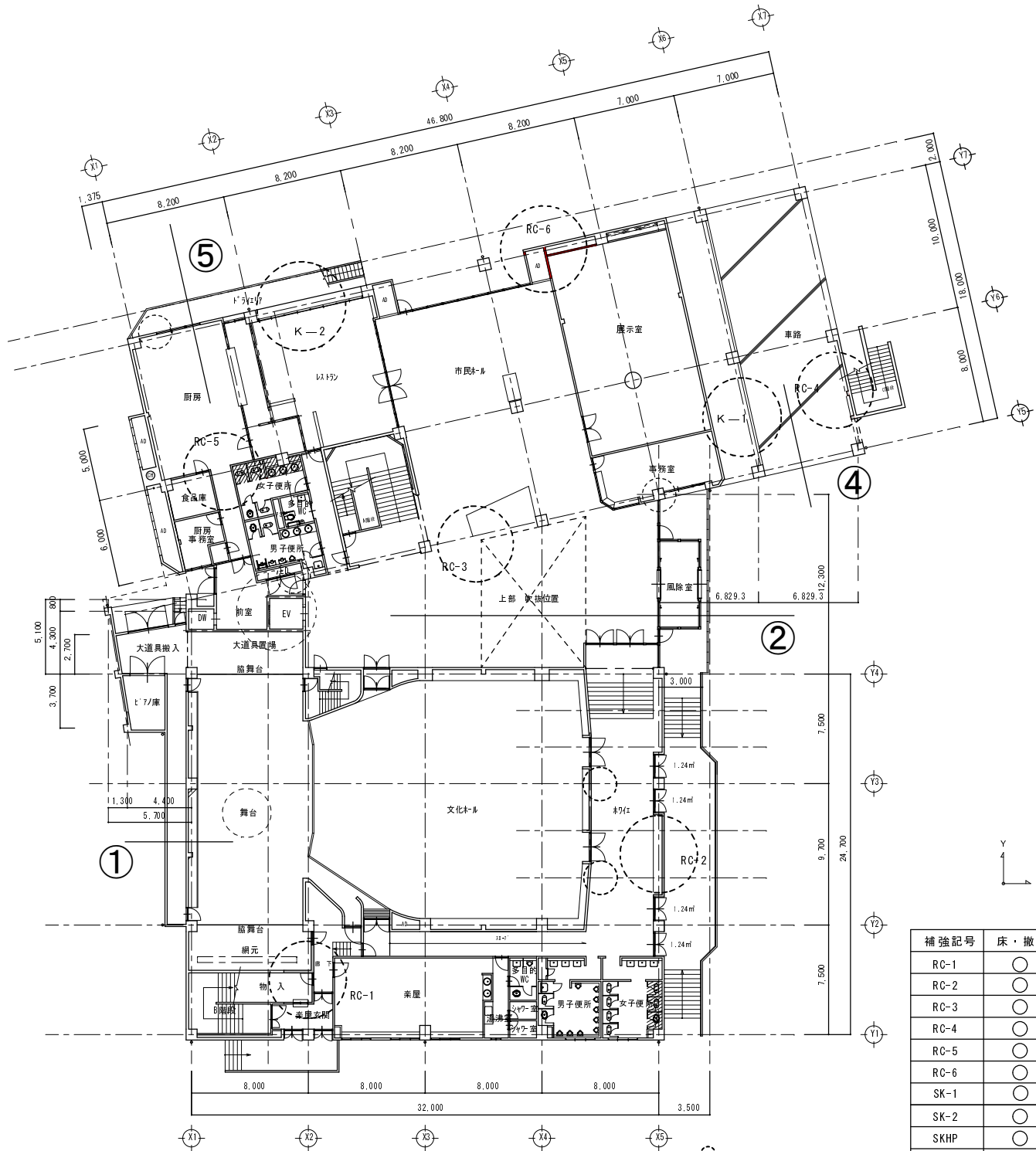
4 現行の職員体制

職名	主な職務内容	人数	勤務日数	勤務時間
館長	事業、管理運営統括 個人情報取扱責任者	1	常勤	8時30分～ 22時の間 （シフト制）
事業総務係主事	事業総務、舞台管理業務統括、振興事業統括、施設管理、備品管理	1	常勤	8時30分～ 22時の間 （シフト制）
事業総務係主事	受付業務、会計担当、振興事業	1	常勤	8時30分～ 22時の間 （シフト制）
事業総務係主査	舞台管理業務、施設管理	1	雇用延長	8時30分～ 22時の間 （シフト制）
事業総務係係員	受付業務、舞台管理業務、振興事業	1	非常勤	8時30分～ 22時の間 （シフト制）
事業総務係係員	受付業務、振興事業	1	非常勤	8時30分～ 22時の間 （シフト制）

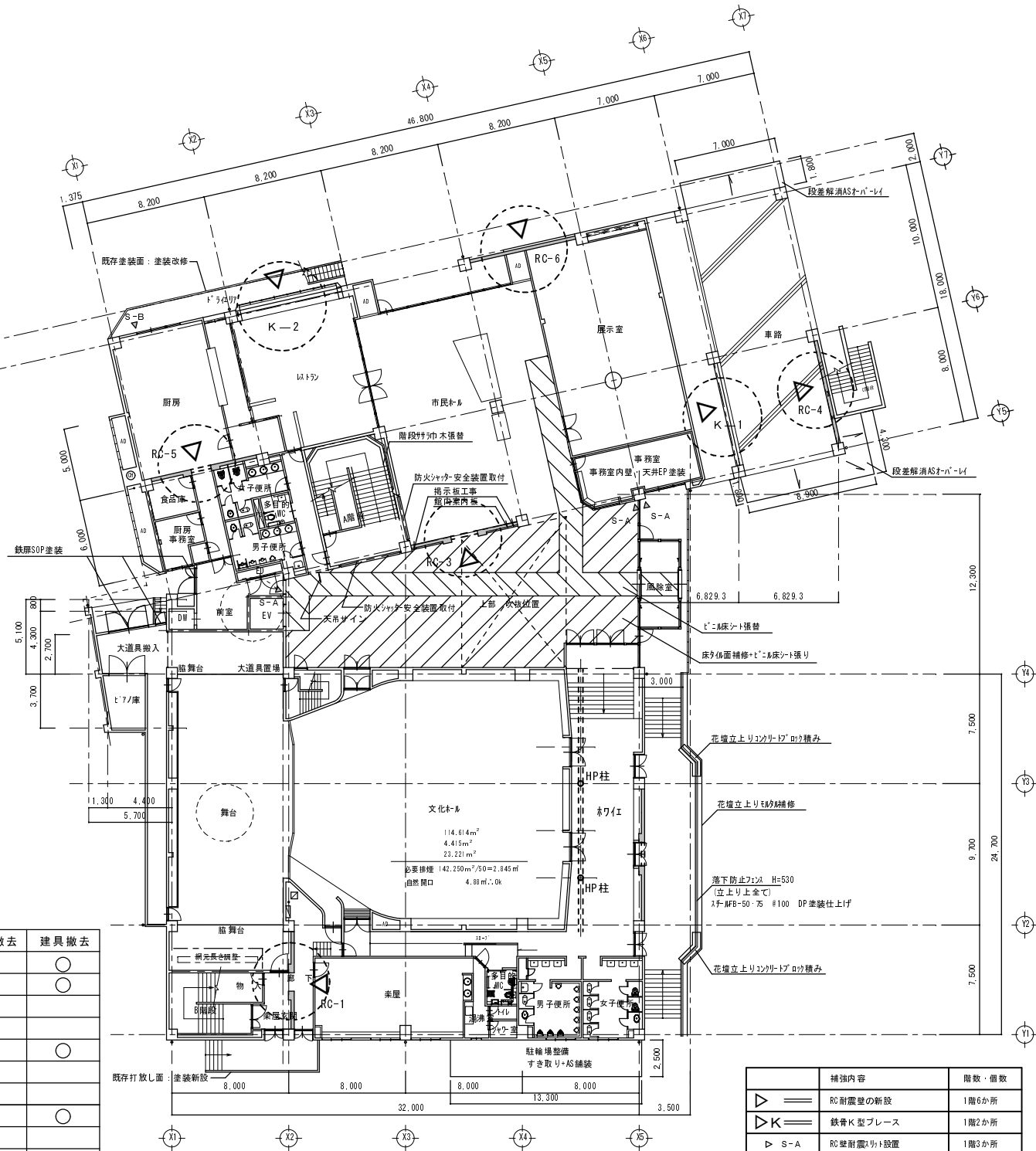
5 事業の実施状況

実施時期	内容	参加者数（人）	備考
令和3年度 春季4月-7月	カルチャー教室（7講座）	211	
令和3年度 秋季9月-12月	カルチャー教室（7講座）	162	
令和3年 10月2日	こども映画上映会	176	
令和3年 12月19日	文化講演会「荻田泰永講演会」	96	
令和4年 1月9日～ 3月26日	第27回柏崎演劇フェスティバル	353	
令和4年度 春季4月-7月	カルチャー教室（7講座）	277	
令和4年度 秋季9月-12月	カルチャー教室（6講座）	295	
令和4年 6月11日、12日	柏崎トレインアトラクション	287	
令和4年 9月25日	文化講演会「桐谷広人講演会」	234	
令和4年 10月30日	さんぶんフリーマーケット・OH! KASHI	1,030	
令和4年 12月8日	世界文化講座「韓国編」	20	
令和5年 1月9日～ 3月26日	第28回柏崎演劇フェスティバル	645	
令和5年度 春季4月-7月	カルチャー教室（8講座）	290	
令和5年度 秋季9月-12月	カルチャー教室（7講座）	272	
令和5年 6月10日、11日	柏崎トレインアトラクション	1,038	
令和5年 8月11日	0 さいからのコンサート	119	

令和5年 10月1日	文化講演会「松木安太郎講演会」	207	
令和5年 11月19日	さんぶんフリーマーケット・風船王フージーショー	754	
令和5年 12月7日	世界文化講座「タイ編」	15	
令和6年 1月27日～ 2月24日	第29回柏崎演劇フェスティバル	789	
令和6年度 春季4月-7月	カルチャー教室（7講座）	252	
令和6年度 秋季9月-12月	カルチャー教室（7講座）	208	
令和6年 6月8日・9日	柏崎トレインアトラクション	1,089	
令和6年 11月24日	さんぶんフリーマーケット・太鼓集団「鼓明楽」太鼓ショー	838	
令和7年 1月19日	文化講演会「美村里江講演会」	314	
令和7年 2月2日～ 2月23日	第30回柏崎演劇フェスティバル	964	
令和7年度 春季4月-7月	カルチャー教室（7講座）	263	
令和7年 6月7日・8日	柏崎トレインアトラクション	950	



現状・1階平面図 S=1/200



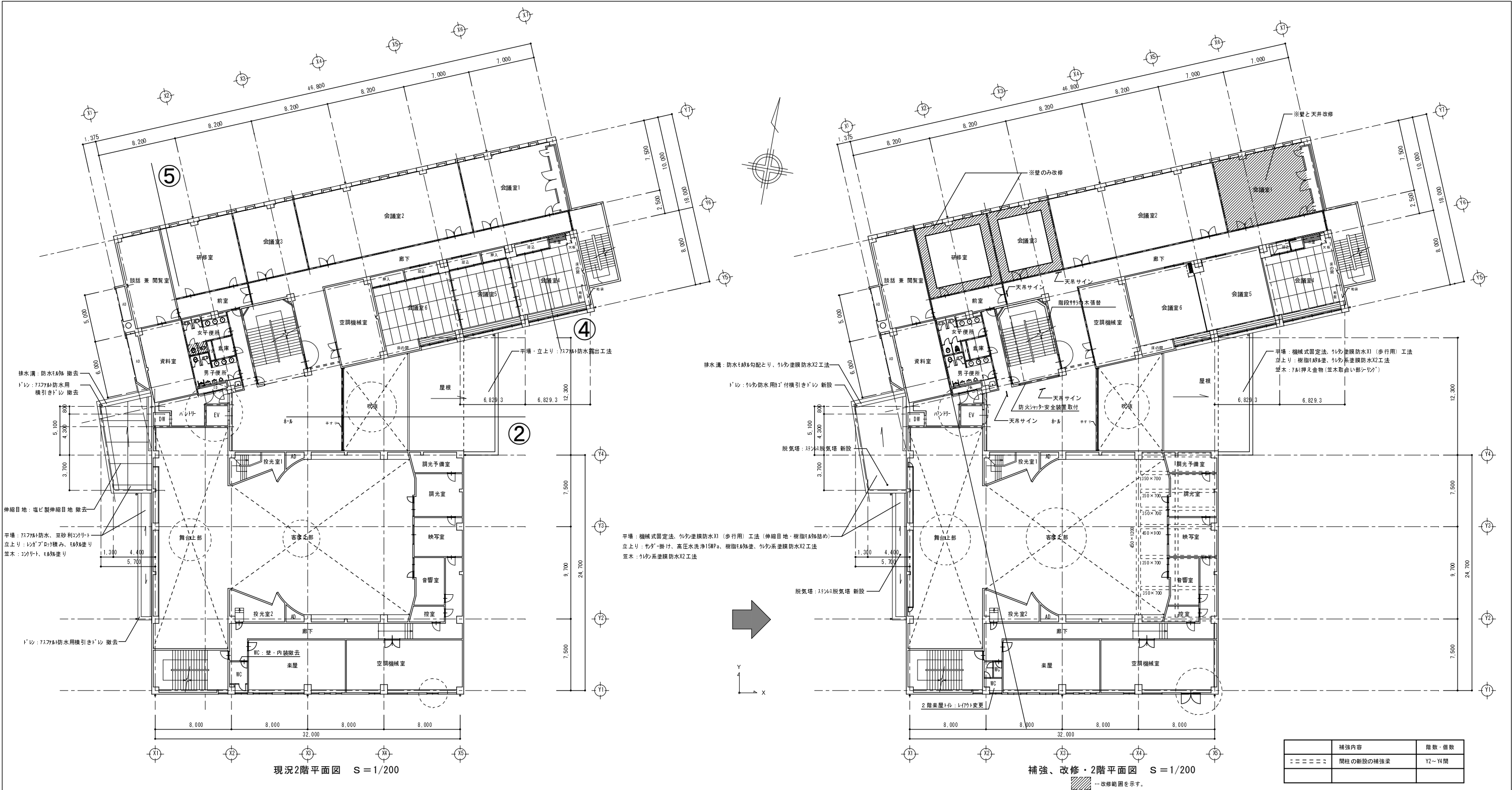
補強、改修・1階平面図 S=1/200

補強記号	床・撤去	壁・撤去	天井撤去	建具撤去
RC-1	☐	☐	☐	☐
RC-2	☐	☐	☐	☐
RC-3	☐	☐ 下壁	☐	☐
RC-4	☐	☐	☐	☐
RC-5	☐	☐	☐	☐
RC-6	☐	☐ 補壁	☐	☐
SK-1	☐	☐ 下壁	☐	☐
SK-2	☐	☐ 腰壁	☐	☐
SKHP	☐	☐	☐	☐
S-A・B	☐	☐	☐	☐

	補強内容	階数・個数
	RC耐震壁の新設	1階6か所
	鉄骨K型ブレース	1階2か所
	RC壁耐震リフト設置	1階3か所
	RC壁耐震リフト設置	1階1か所
	間柱165.2φ×4.5の新設	1階2本
	上階梁受けH-390×300新設	1階1か所

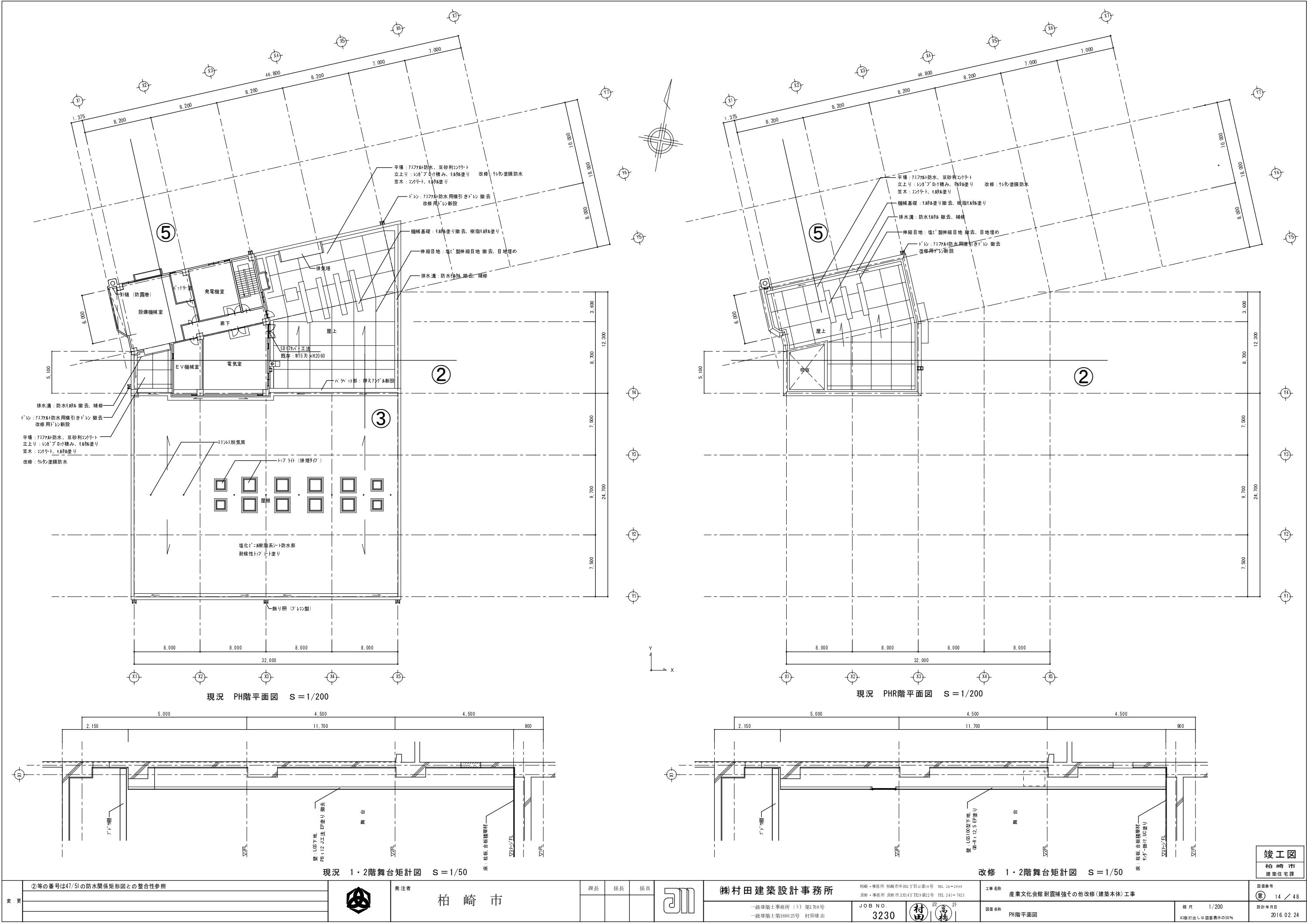
室名	改修	床	巾木	腰壁	壁	柱型・梁型	天井	天井高さ	廻縁	総体的改修内容
楽屋横多目的ホール	現況	モルタル塗り木口下地 24角磁器質タイル(施釉)張り		モルタル塗り木口下地 100角半磁器質施釉タイル貼り	モルタル塗り木口下地 100角半磁器質施釉タイル貼り		LGS19型、t9石こうボード目透かし下地 塩化ビニル樹脂タイル張り	2.300	塩化ビニル	現況床・壁・天井・トイレ・洗面化粧台(化粧板)、和風便器等撤去 (器具撤去は設備工事)
	改修	現況撤去 モルタル塗り金口下地 長尺塩化ビニル貼り	塩化ビニル製 H=100新設	LGS100型新設 化粧タイル酸加減板 t6 目透かし貼り (東面カバー工法)	LGS100型新設 化粧タイル酸加減板 t6 目透かし貼り (東面カバー工法)		LGS19型@225新設 化粧石膏ボード t9.5	2.300	塩化ビニル	床・壁・天井 新設・多目的ホール仕様
湯沸室	現況	モルタル塗り金口下地 長尺塩化ビニル貼り	モルタル塗り金口下地 塩化ビニル製 H=60	モルタル塗り金口下地 塩化ビニル樹脂タイル張り	モルタル塗り金口下地 塩化ビニル樹脂タイル張り		LGS19型 岩綿吸音板 t12貼り	2.300	塩化ビニル	現況床・壁・天井 撤去
	改修	現況撤去 モルタル塗り金口下地 長尺塩化ビニル貼り	LGS下地部 塩化ビニル製 H=60新設	LGS100型新設 GB-R t12.5タイル t5二枚張り、EP塗り	モルタル金口下地、合成樹脂タイル張り LGS100型、GB-R t12.5タイル t5二枚張り、EP塗り		LGS19型@225 化粧タイル吸音板 t12貼り	2.300	塩化ビニル	床・壁 (LGS下地)・天井 新設
シャワー室 (改修後トイレ)	現況	モルタル塗り木口下地 24角磁器質タイル(施釉)張り		モルタル塗り木口下地 100角半磁器質施釉タイル貼り	モルタル塗り木口下地 100角半磁器質施釉タイル貼り		LGS19型、t9石こうボード目透かし下地 塩化ビニル樹脂タイル張り	2.300	塩化ビニル	片面間仕切り・シャワー、カーテン等撤去
	改修	現況撤去 モルタル塗り金口下地 長尺塩化ビニル貼り	南・東側 現況のまま LGS下地 塩化ビニル製 H=60新設	南・東側 現況のまま LGS100型下地、化粧タイル酸加減板 t6 目透かし貼り	南・東側 現況のまま LGS100型下地、化粧タイル酸加減板 t6 目透かし貼り		LGS19型@225新設 化粧石膏ボード t9.5	2.300	塩化ビニル	床・壁・天井・洋風便器等新設

竣工図
柏崎市
建築住宅課



室 名		改修	床	巾 木	腰 壁	壁	柱型・梁型	天 井	天 井 高 さ	廻 縁	総体的改修内容	
研 修 室 会議室1・3	現況	珪藻土塗り金ゴテ下地 ビニル系タイル貼り	珪藻土塗り、塩ビ製 H=60 会議室1のみ木製 H=60	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ビニルタイル貼り	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ビニルタイル貼り	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ビニルタイル貼り	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ビニルタイル貼り	LGS19型 岩綿吸音板 t 12貼リ	2.800	塩ビ突き		
	改修	現況のまま	現況塩ビ製撤去・新設 H=60 会議室1のみ木製 H=60 RB種SOP塗り	現況ビニルタイル貼り替え	現況ビニルタイル貼り替え	現況ビニルタイル貼り替え	現況ビニルタイル貼り替え	会議室-3は現況のまま、会議室-1は撤去・新設	2.800	現況のまま	腰、壁ビニルタイル貼り替え、木製建具 調整・RB種SOP塗り	
会 議 室 4	現況	珪藻土塗り金ゴテ、木下地 タタキ敷き、一部桧フローリング張り	雑巾摺	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ジュウガワシ吹付	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ジュウガワシ吹付	木軸下地 PB t 9張り GL工法・J工法、ジュウガワシ吹付	LGS19型 化粧石膏ボード t 9敷目貼リ	2.800	塩ビ突き			
	改修	現況のまま	現況のまま、西側タタキ寄せ新設 H=30	一部西側建具撤去・LGS90型下地新設 現況のまま、西側GB-R t 12.5下地・ビニルタイル貼り	一部西側建具撤去・LGS90型下地新設 現況のまま、西側GB-R t 12.5下地・ビニルタイル貼り	現況のまま	現況のまま	2.800	現況のまま	会議室5との建具間仕切り撤去、LGS下地壁新設		
会議室5・6	現況	珪藻土塗り金ゴテ、木下地 タタキ敷き、一部桧フローリング張り	雑巾摺	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ジュウガワシ吹付	珪藻土塗り金ゴテ PB t 9張り GL工法・J工法、ジュウガワシ吹付	木軸下地 PB t 9張り GL工法・J工法、ジュウガワシ吹付	LGS19型 化粧石膏ボード t 9敷目貼リ	2.650	塩ビ突き			
	改修	現況下地撤去 珪藻土下地 タタキ撤去 t 6貼リ、一部南側現況のまま	現況木製撤去・塩ビ製新設 H=60	一部東側LGS90型下地新設：ほか撤去 GB-R t 12.5 (カバ-工法) ビニルタイル貼り	一部東側LGS90型下地新設：ほか撤去 GB-R t 12.5 (カバ-工法) ビニルタイル貼り	GB-R t 12.5 (カバ-工法) ビニルタイル貼り	LGS19型@360新設 GB-R t 9.5下地、化粧ロウケル吸音板 t 12	2.800	塩ビ突き			
楽屋トイレ	現況	珪藻土塗り木ゴテ、タイル張り	珪藻土塗り木ゴテ、タイル張り	珪藻土塗り木ゴテ、タイル張り	珪藻土塗り木ゴテ、タイル張り	珪藻土塗り木ゴテ、タイル張り	LGS19型 化粧石膏ボード t 9敷目貼リ	2.500	塩ビ突き			
	改修	珪藻土下地長尺塩ビシート張り	塩ビ製新設 H=60	一部LGS25型・間仕切LGS65下地新設 化粧石膏板 t 6.0目透かし張り・目地シーリング	一部LGS25型・間仕切LGS65下地新設 化粧石膏板 t 6.0目透かし張り・目地シーリング	一部LGS25型・間仕切LGS65下地新設 化粧石膏板 t 6.0目透かし張り・目地シーリング	LGS19型@360新設 LGS19下地・化粧石膏ボード t 9.5	2.540	塩ビ突き			

変 更	②等の番号は47/51の防水関係矩形図との整合性参照				発注者 柏 崎 市	課長 係長 係員 		柵村田建築設計事務所		柏崎・事務所 柏崎市平田2丁目12番18号 TEL 241-2888 長野・事務所 長崎市上松4丁目29番22号 TEL 241-7023		工事名称 産業文化会館耐震補強その他改修(建築本体)工事	図番番号 意 12 / 48
						一級建築士事務所 (ト) 第1768号 一級建築士第168625号 村田建志		JOB NO. 3230		 	図面名称 現況・補強、改修2階平面図、主な改修室の仕上表	縮 尺 1/200 A3版訂出しは図面表示の50%	設計年月日 2016.02.24

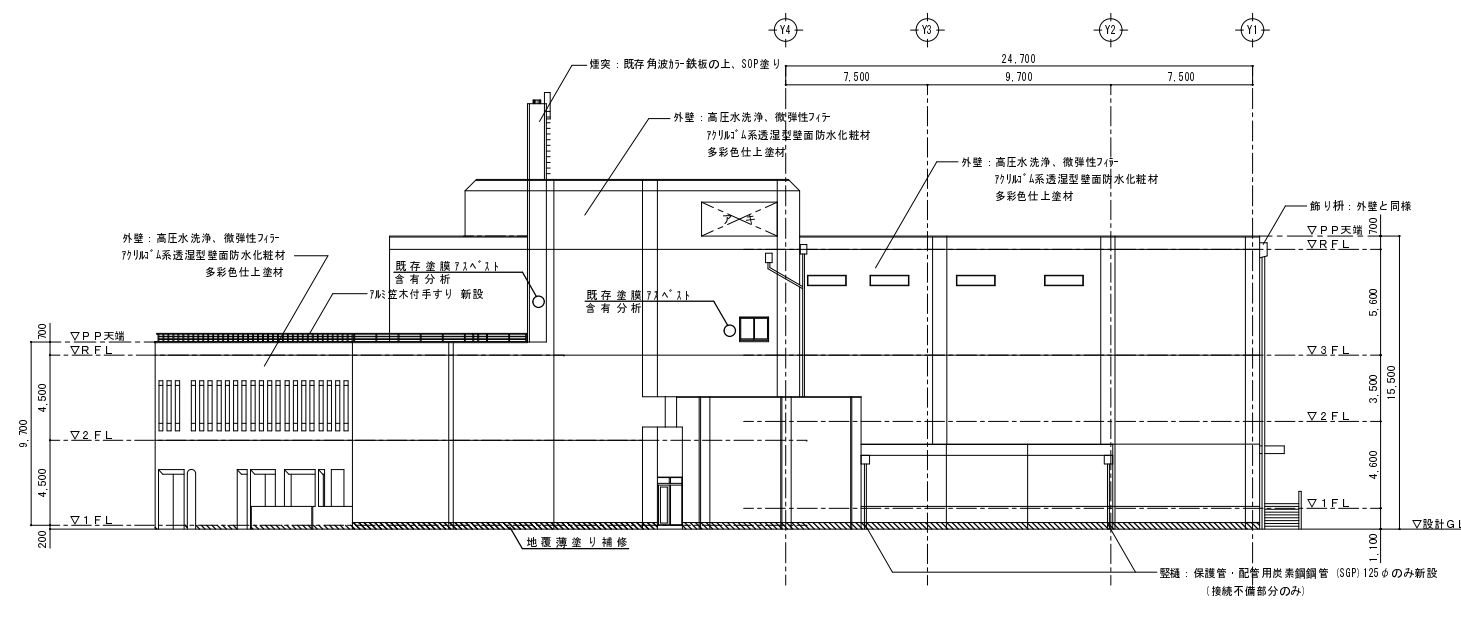
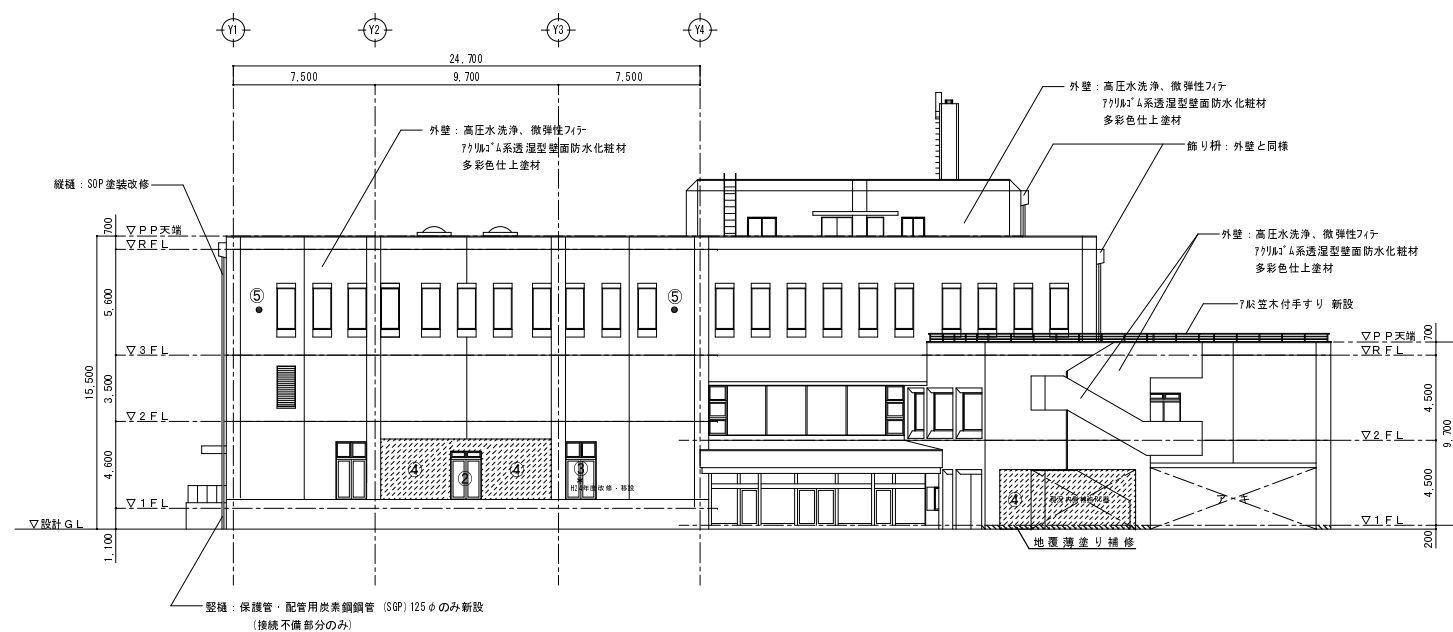
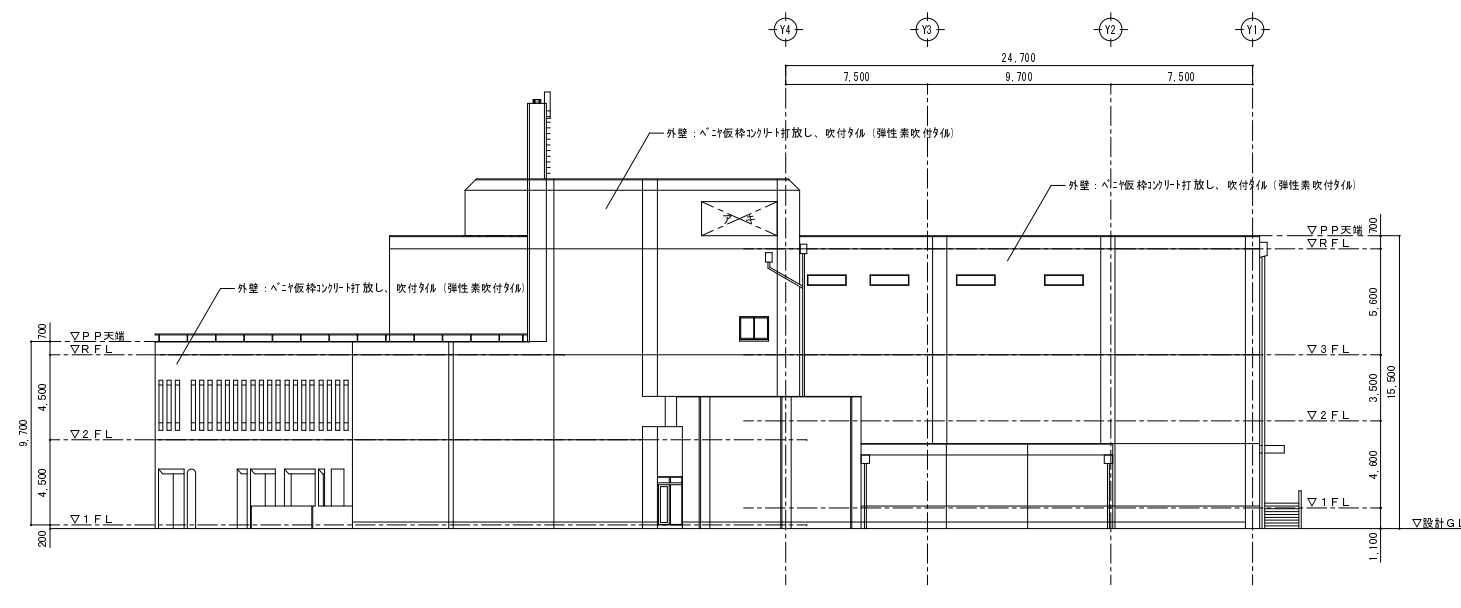
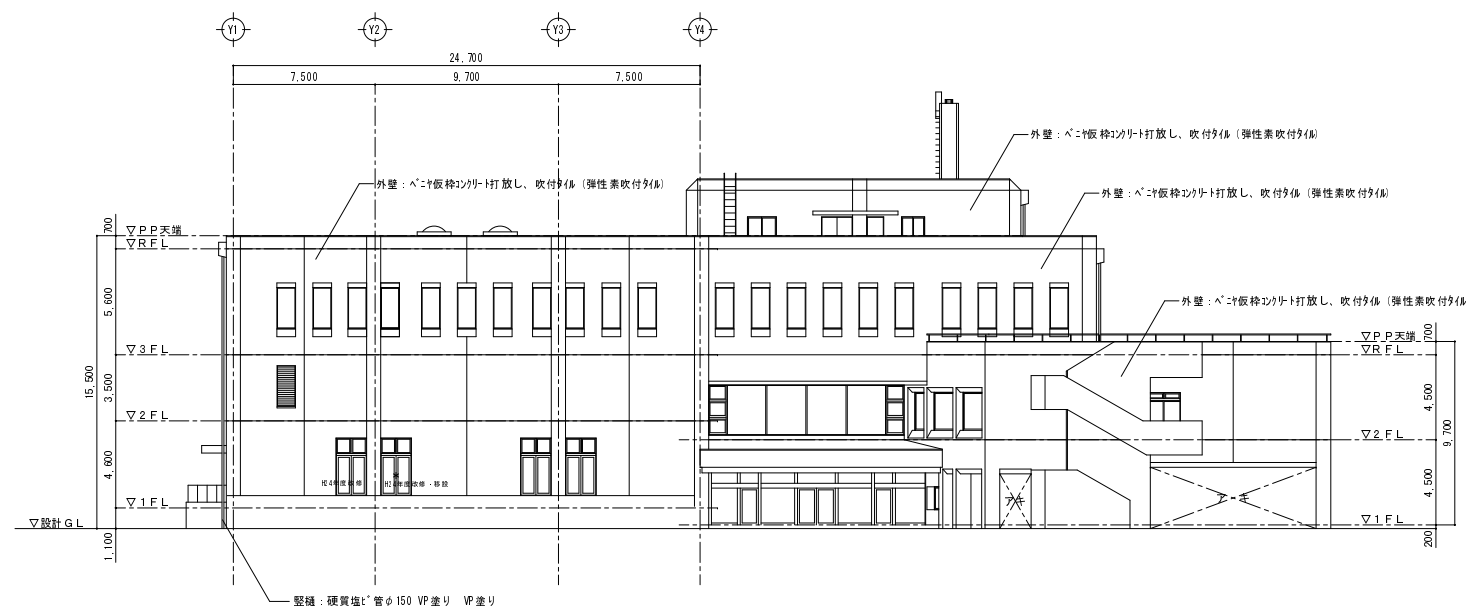


変更	②等の番号は47/51の防水関係矩形図との整合性参照



発注者	柏崎市		
課長	係長	係員	

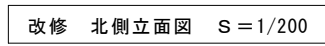
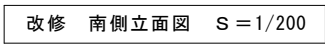
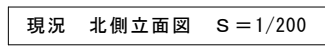
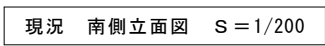
(株)村田建築設計事務所		柏崎・事務所 柏崎市平田2丁目12番10号 TEL. 24-2860 長野・事務所 長野市上松4丁目29番22号 TEL. 241-7623		工事名称	産業文化会館耐震補強その他改修(建築本体)工事		図番番号	⑤ 14 / 48	
一級建築士事務所 (ト) 第1768号 一級建築士第168625号 村田建志		JOB NO.	3230	設計	村田 高橋	図面名称	PH階平面図	縮尺	1/200 A3版打出しは図面表示の50%



耐震補強工事 凡例	
①	腰08壁撤去・新断材付7R141 新新設
②	サッシ撤去・新設
③	サッシ取外し、再取付 (h ₁ ~、H24年度改修)
④	コンクリート壁増設 防水・形漏れ・床材工取付
⑤	換気用壁開口、システム丸型200φのダウ (設備工事)
	耐震 プレーズ設置 箇所
	耐震スリット

外壁改修共通事項

- ・既存外壁は施工数量調査を行い、必要補修数量を監督員と協議すること。
- ・縦樋（塩ビ管部）は全てSOP増塗りとする。
- ・打継・化粧目地はシーリング打替え（PU-2 20×10）を行う
- ・サッシ廻りの取合いシーリング打替え（MS-2 15×10）を行う
- ・地盤は薄塗し補修とする



外壁改修共通事項

- ・既存外壁は施工数量調査を行い、必要補修数量を監督員と協議すること。
- ・縦樋（塩ビ管部）は全てSOP増差しとする。
- ・打樑・化粧目地はシーリング打替え（PU-2 20×10）を行う
- ・サッシ廻りの取合いシーリング打替え（MS-2 15×10）を行う
- ・地覆は薄差し補修とする